



うちなー健康経営宣言

第 2049 号
令和 7 年 1 月 21 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

現場安全パトロールを月 1 回以上行い、従業員の安全を確保するよう努めます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む